

93SNAの基本カテゴリーと特徴

—68SNAと比較しながら—

金 丸 哲

目 次

1. 主要カテゴリー
 11. 中枢体系
 12. 93SNAの基本構造：カテゴリーの導出
 121. 貸借対照表と経常勘定
 122. ストックとフロー
 123. 源泉と使途
 124. 2種類の蓄積勘定
 13. 経済主体
 14. 資産
 15. 経済フロー
 151. 取引とその他のフロー
 152. 経済フローの分類
 16. 供給・使用表とカテゴリー
2. 93SNAと68SNA
 21. 基本的考え方の相違
 211. 中枢体系と2.1表
 212. 基本構造と表示形式
 22. 68SNAの特徴・問題点
 221. 統合経済勘定と行列
 222. カテゴリー
 23. 勘定構成
 231. 勘定構成の概観
 232. ダミー勘定
 233. 所得分配に関する取引
 234. 産業連関表の内蔵

はじめに

本稿の第1の課題は、93SNAを理解する場合の基礎となる主要カテゴリーを示すことにある。その手掛かりとして、93SNA第II章の目次を参考にしながら、93SNAの構築カテゴリーである、経済主体、資産・負債、経済フロー等を考える。

93SNAが公刊されてから既に10年が経過したが、第2の課題は、93SNAと、その前の版である68SNAを対比することにより、最終的には93SNAの特徴あるいは93SNAの68SNAに対する

改善点を見出すことにある。ここでは、68SNAにスポットをあててその特徴点・問題点を考えることにより上記目標の達成を目指す。整理の方法として、はじめに2体系の概観、および基本的考え方の相違について簡単に述べ、次いで2つの体系を比較しながら、68SNAの特徴・問題点を拾い上げる。

具体的に68SNAの問題点を列挙すると、以下の通りである。

(1)統合経済勘定と行列

(2)カテゴリー

(3)勘定構成：消費勘定の問題点。所得勘定の不十分な把握、

(4)産業連関表の体系内への取り込み（2重分類の導入）。

1. 主要カテゴリー

11. 中枢体系

93SNAの主要な表示形式は、中枢体系（central framework）と呼ばれ、次の5つから構成される：統合経済勘定、供給・使用表、金融取引と金融資産・負債ストックの3次元分析、機能分析、人口および雇用表¹⁾。統合経済勘定は、中枢体系の中でも代表的な表示形式で、経済主体別にフローとストックの勘定が提示されている。供給・使用表は、産業連関表で、統合経済勘定とは別個の表で与えられているが、この2つの表の間には、数値上の整合性が保たれている。ここでは、この中枢体系を構築する要素：カテゴリーを考えるわけであるが、中枢体系の中心的表示形式である統合経済勘定のカテゴリーと、供給・使用表のそれについて考える。

12. 93SNAの基本構造：カテゴリーの導出

121. 貸借対照表と経常勘定

93SNAの構成単位を取り出すと、表1のように示される：貸借対照表；経常勘定、蓄積勘定。この3つの構成単位から、93SNAの主要カテゴリーとして、①これら3つの勘定の経済主体、②貸借対照表に記録される資産・負債項目、③経常勘定に記録される取引項目の3つをあげることができる。蓄積勘定の記入項目は、貸借対照表の記入項目と同一項目で、原則として、資

表1 活動勘定のセット

		経常勘定	
		使途	源泉
		取引項目	取引項目
		バランス項目	
		蓄積勘定	
貸借対照表		資産純増	負債・正味資産純増
資産	金融負債	資産純増	金融負債純増
	正味資産		正味資産純増

産と負債の増分が記録される。

附表1のB.では、主要カテゴリーとして5つがあげられているが、4.の生産単位と生産物は、1.制度単位と制度部門、および2.取引およびその他のフローの別表示と考えられ、5.目的のみが必ずしもこの表1の構成要素とはなっていない。目的は、中枢体系における機能分析の構成要素と考えられる。

122. ストックとフロー

国民経済計算統計を作成する場合、はじめに記録の対象となる一定の地域と、一定の期間が設定されなければならない。前者は、通常、国あるいは地域等、経済主体の一種で、後者は、ストック、フローの問題である。

表1の3つの勘定は、貸借対照表と、経常勘定・蓄積勘定から構成されている。前者は、時点に関する集計量であるストックを記録する勘定で、後者は、期間に関する集計量であるフローを記録する勘定である。経済循環を記録する場合、原則的に、1年あるいは半年という期間で行われる経済活動と、その期間の期首と期末の集計値（経済量）が記録の対象となる。前者がフローで、後者がストックである。ストックは、時点概念の集計量で、フローは、期間概念の集

¹⁾ Commission of E.C, et al. [1993], p.26, par.2.88.

計量である。経済活動に関する集計値は、ストック、あるいはフローのいずれかに分類される。ストックとフローを分類・整理することは、経済主体の分類・整理と並んで国民経済計算統計作成の必要条件である。

123. 源泉と使途

この表1の3つの表に記入されている項目を検討する。貸借対照表の左側には資産、右側には負債とバランス項目としての正味資産が記録される。これらの項目はストックである。蓄積勘定は、貸借対照表に対応して、左側には資産の増分、右側には負債の増分とバランス項目としての正味資産の増分が記録される。経常勘定の左右は、蓄積勘定と異なり、新たに記入項目が定義されなければならない。右側は、ある部門の経済価値を増加させる取引が記録され、源泉と呼ばれる。左側は経済価値を減少させる取引が記録され、使途と呼ばれる²⁾。言い換えると、正味資産を増加させる項目は源泉側に記録され、正味資産を減少させる項目は使途側に記録される。なお経済価値は、「経済価値は、具体的な対象物（一山のパン、住宅）、無形資産（映画フィルムの原本）もしくは金融的請求権（負債はマイナスの経済価値と解する）に対する所有権の形を取り得る。すべての事例において、それは財貨・サービスを取得したり、賃金や税を支払ったりするために潜在的に使用しうる抽象的な経済価値のある一定量を表わしている」³⁾。経常勘定の源泉側項目の合計から、使途側項目の合計を差引いたバランス項目は貯蓄と呼ばれ、使途側に記録される。貯蓄と、蓄積勘定のバランス項目である正味資産の純増は等

しい。

124. 2種類の蓄積勘定

国民経済計算体系は、ストックとフローを兼ね備えた体系であるので、ストック勘定とフロー勘定から構成される。前掲の表には、2つの勘定が示されており、ストック勘定とフロー勘定の枠組が存在するが、これらは蓄積勘定により結合されている。蓄積勘定は、2つの枠組を結び付ける役割を有しているので、ストック勘定、フロー勘定それぞれの枠組からみた表示形式が提示される。それを示したものが表2である。ストック勘定系列の蓄積勘定は、貸借対照表に基づき資産・負債等の増分項目名により表示されている。それに対して、フロー勘定系列の蓄積勘定は、フローに関する用語で示されている。このようにストック勘定系列の蓄積勘定と、フロー勘定系列のそれは、同じ蓄積勘定でも表示形式はかなり異なる。金融資産・負債純増に関しては同一であるが、非金融資産純増は資本形成で、正味資産純増は貯蓄である。正味資産純増と貯蓄の定義式は異なるが、貯蓄＝正味資産の純増である。ストック蓄積勘定は、貸借対照表に、フロー蓄積勘定は、経常勘定にそれぞれ規定されているが、経常勘定の記入項目が、正味資産の増減に基礎をおいている限りにおいて、2つの蓄積勘定の内容は同一である。

表2

ストック勘定系列の蓄積勘定		フロー勘定系列の蓄積勘定	
非金融資産純増	金融負債純増	資本形成	貯蓄
金融資産純増	正味資産純増	金融資産純増	金融負債純増

²⁾ Commission of EC, et al. [1993], p.23, par.2.54.

³⁾ Commission of EC, et al. [1993], p.20, par.2.24., 邦訳上巻23頁。

13. 経済主体

経済主体は、種々の経済活動を主う主体で、国民経済計算を設計する場合まず考慮されなければならないカテゴリーの1つである。経済主体を考察する際、はじめに経済主体の基礎となる単位が考えなければならないが、それは、93SNAでは制度単位 (institutional unit) と呼ばれ、「それ自身の権利により、資産を所有し負債を負い、経済活動に従事し、他の主体との取引に携わることのできる経済主体」と定義されている⁴⁾。この制度単位は、資産、負債を保有しているので、その貸借対照表を作成することが可能で、自発的意志に基づき、一定の期間をつうじて、経済活動を行い、他の制度単位との取引が行うことができる。すなわち、制度単位は、資産・負債を所有し、自発的に経済活動を行うことができる経済主体と解釈される。また、上述の定義から、制度単位は、制度単位単独ではなく、他のカテゴリーである資産・負債および経済フローと密接に関連しながら導かれていることがわかる。したがって、資産・負債、経済フローは、この制度単位をベースにして導

出される。国民経済計算の主要カテゴリーである、経済主体、資産・負債、経済フローは密接な関連性を有しており、3者をセットにして考察されなければならない概念である。図1は3つのカテゴリーの関連性を示したものである。

制度単位が定義されたことにより、ストックとフローの記録が可能となったわけであるが、非常に多くの制度単位が存在するので、すべての制度単位ごとに統計を作成することは困難である。そこで類似の経済活動を基準にして、この制度単位をグループ分けする必要がある。この類似の経済活動を行う制度単位をグループ分けしたものが制度部門 (institutional sector) である。93SNAでは、制度部門は次の5つに分類される：非金融法人企業；金融機関；一般政府；家計；対家計非営利団体。国民経済計算では、この5つの制度部門を基礎に経済活動が記録される。

国民経済計算は、記録対象となる経済主体を設定して、その主体に関する経済活動の記録を行うものであるが、その主体が国である場合一国経済と呼ばれる。一国経済は、制度単位から構成されるが、その経済活動は、必ずしも一国経済のみで完結されるとは限らない。一国経済以外の制度単位との取引が考えられる。対象となっている一国経済と取引を行う、一国経済以外の制度単位を総称して海外部門と呼ぶ。国民経済計算の経済主体は、大きく分けて一国経済と海外部門から構成される。前者は、5つの制度部門から構成されているので、海外部門を加えると、国民経済計算は6つの部門から成ると考えられる。海外部門を構成している制度単位は、国内の制度単位と取引を行っているという

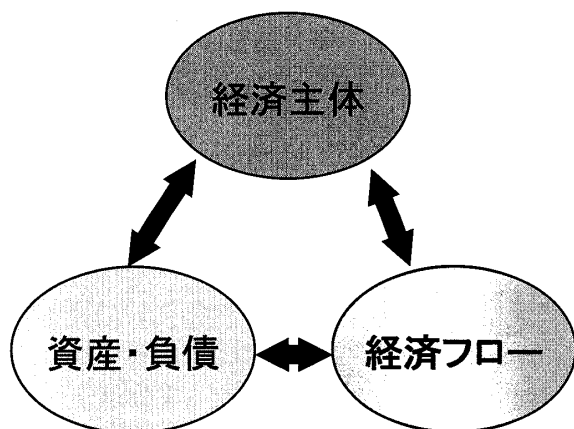


図1 3つのカテゴリー

⁴⁾ Commission of EC, et al. [1993], p.87, par.4.2., 邦訳上巻95頁。

前提条件のもとに、国民経済計算の記録の対象となり、その限りにおいて海外部門の取引と資産・負債等が記録される。この意味で海外部門の制度単位は自律的な性質を有しておらず、国内の制度単位とは性質を異にする。

14. 資産

経済主体の基本的単位である制度単位は、資産・負債を所有する実体と規定されており、93SNAでは、主要カテゴリーの1つとして、ストック概念の資産・負債が位置付けられているので、資産・負債の検討を試みる。また国民経済計算では、ストックとフローが記録の対象となる。しかし、このストックとフローがすべて記録の対象となるわけではないので、国民経済計算において記録されるストックとフローについて考える。

ストックの中で、国民経済計算の記録の対象となるのは、資産と呼ばれるが、93SNAでは、資産を次のように定義している：「なんらかの単位または複数の単位によって所有されていなければならない実体であり、その所有者はある期間にわたってそれを保有あるいは使用することにより経済的利益を獲得する」⁵⁾。則ち、資産の基準は、制度単位により、その所有権が確定されていることと、それにより経済的便益がもたらされることの2点である。

資産は、金融資産と非金融資産に分類され、非金融資産は、生産概念を基準にして、生産資産：生産プロセスから産出高として存在する非金融資産と非生産資産：生産プロセス以外により存在する資産に分類される。非生産資産のう

ち、所有権の確定されない大気、公海、また未発見あるいは現行の技術では発掘不能な地下資源等は1993SNAでは資産に含められない。負債は、金融資産に対応するマイナスの金融資産である。資産と負債ストックは、制度部門の貸借対照表に記録される。

15. 経済フロー

151. 取引とその他のフロー

国民経済計算において記録の対象となるフローは、経済価値の創造、変形、交換、移転、消滅をもたらす事象で、資産・負債の量あるいは構成に変化をともなうものである⁶⁾。これらの事象は経済フローあるいは経済対象と呼ばれ、経済主体の生産、消費、分配等の経済活動によって生じるフローと、自然災害；戦争等の人的災害；価格変動等の経済活動以外の事象によって生じるフローの2種類に分類される。前者は、取引 (transactions)、後者はその他のフロー (other flows) と呼ばれる。取引を具体的に述べると、2つの制度単位間の相互的合意によって行なわれる経済価値の交換、あるいは一定量の経済価値の、反対給付無しの移転のことである⁷⁾。取引は、財貨・サービス (生産物) 取引、分配取引、金融取引 (金融手段の取引) と、上記3取引に含まれない取引の4種類に分類される。はじめの3取引は、それぞれ財貨・サービス (生産物) フロー、所得フロー、金融フローと呼ばれる。4番目の取引は、固定資本減耗と非生産非金融資産の取得マイナス処分である。この2つの項目は、93SNAにおける取引およびその他のフローの分類では、その他のフローと

⁵⁾ Commission of EC, et al. [1993], p.5, par.1.26., 邦訳上巻6頁。

⁶⁾ Commission of EC, et al. [1993], p.72, par.3.9.参照。

⁷⁾ Commission of EC, et al. [1993], p.20, par.2.24~2.25.

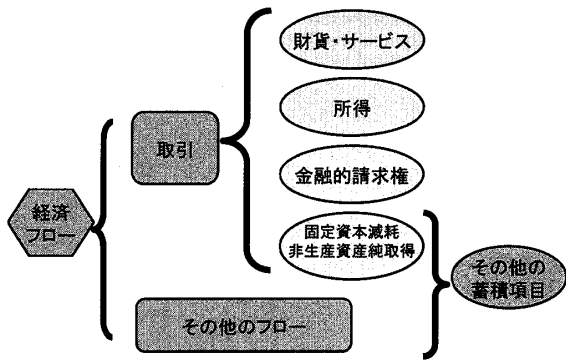


図2 経済フローの分類

表3 取引とその他のフロー

勘定	経済主体	取引項目	経済主体	勘定
経常勘定	○	収入・支出	○	経常勘定
	×	バランス項目	×	
蓄積勘定 (資本・金融勘定)	○	非金融資産	○	蓄積勘定 (資本・金融勘定)
	○	金融資産・負債	○	
蓄積勘定 (その他の資産変動・再評価勘定)	●	非金融資産	●	蓄積勘定 (その他の資産変動・再評価勘定)
	●	金融資産・負債	●	
		正味資産変動	×	

合わせて、その他の蓄積項目に分類されている(図2参照)。

取引とその他のフローの記録方法について述べる。取引は、経常勘定と蓄積勘定に記録されるが、その他のフローは、蓄積勘定にのみ記録される。取引に関しては、経常勘定に記入が行なわれた結果生じた資産・負債の変動が、蓄積勘定に記録されるわけであるが、その他のフローに関しては、当該期間における資産・負債の変動額のみが直接、蓄積勘定に記録され、経常勘定には記帳は行なわれない。表3は、統合経済勘定形式で、取引と、その他のフローの記入される勘定を示したものである。

152. 経済フローの分類

経済活動 基本的に、さきの表1の枠組は、複式簿記に基づいた体系で、フローに関する勘定は、経常勘定と蓄積勘定の2つの勘定のみか

ら成っている。つまり、複式簿記では、当該主体の経済活動は、経常活動と蓄積活動と考えられているので、その勘定体系は経常勘定と蓄積勘定から構成されている。経常勘定、蓄積勘定の枠組のもとで、これら2つの勘定に記入される項目の分類は、収益、費用、資産純増、負債純増で十分である。これに対して、一国の経済循環の記述を試みる国民経済計算の経済活動は、大きな括りとしては、経常活動、蓄積活動が適切と思われるが、一国経済の活動を適確に把握するためには、さらにこれらの活動を細分類することが必要である。具体的に経済活動の内容を考えると、財貨・サービス(生産物)の生産、消費、蓄積、交換、分配、貸借の6つの活動をあげることができる。これらの一連の経済活動を考える過程において、図2に示されているような財貨・サービスと並んで、種々のフローが導出される。ここでは、取引の範囲内でフローの分類を考える。

財貨・サービス、所得、金融フロー はじめに財貨・サービスの生産、消費、蓄積を検討する。財貨・サービスが生産された場合、それを産出と名付けると、それは、正味資産の増加を示すので経常勘定の源泉側に記録される。財貨・サービスが飲んだり、食べたりして使い尽くされた場合、それを消費と名付ける。消費は、正味資産の減少を示すので経常勘定の使途側に記録される。産出が消費されずに蓄積された場合、それは投資または資本形成と呼ばれる。財貨・サービスに関しては、産出=消費+投資(資本形成)の関係式が成立する。表4は、財貨・サービスに関する記録の例を掲げたものである。この例では、経常勘定では、源泉側に産出:100、使途側に消費:60、貯蓄:40が記録されている。蓄積勘定では、貯蓄:40と投資:40が記録され

表4 生産物、所得、金融フローの数値例

①生産物フロー		②所得フロー		③金融フロー	
①生産物フロー		②所得フロー		③金融フロー	
經常勘定		經常勘定A		經常勘定B	
消費:60	産出:100	所得支払:30	産出:100	貯蓄:30	所得受取:30
貯蓄:40		消費:60			
		貯蓄:10			
蓄積勘定		蓄積勘定A		蓄積勘定B	
投資:40	貯蓄:40	投資:10	貯蓄:10	投資:30	貯蓄:30
		③金融フロー			
		經常勘定A		經常勘定B	
		所得支払:30	産出:100	貯蓄:30	所得受取:30
		消費:60			
		貯蓄:10			
		蓄積勘定A		蓄積勘定B	
		投資:30	貯蓄:10	投資:10	貯蓄:30
			負債純増:20		金融資産純増:20

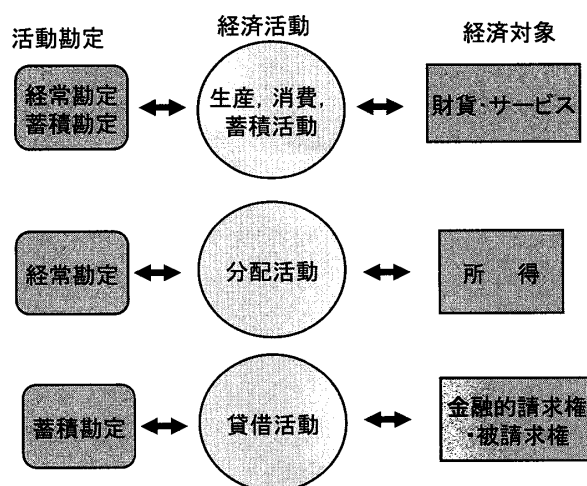


図3 経済活動と経済対象

ている。

上記の数値例に基づき、交換活動、分配活動、貸借活動について述べる。生産者Aが、産出（例えば米）の一部30を報酬としてBに提供したとする。米30の提供は、正味資産の減少であるから、この取引は經常勘定の使途側に30と記録されるが、その取引の名称は、所得支払と名付けられる。Bにとって、この取引は、正味資産の増加であるから、經常勘定の源泉側に、所得受取：30と記録される。使途側は、貯蓄：30である。Bの蓄積勘定の右側には、貯蓄：30、左側には投資30が記録される（表4、②参照）。AによるBへの米30の分配活動により、生産物のフローとは異なった所得受取・支払という、新たなフローが発生する。

BがAに対して、米20を貸付けた貸借活動を考える。Aにとっては、米という資産が20増え、同時に負債（金融的被請求権）が20発生する。Bにとっては、米という資産が-20増え、金融資産（金融的請求権）が20生じる。A、Bともに資産の種類に変動が生じたのみで、貸借活動により正味資産の変動は発生していないので經

表5 経済活動と経済対象

経済対象	経済活動	經常勘定	蓄積勘定
生産物	生産活動	○	
生産物	消費活動	○	
生産物	蓄積活動		○
生産物	物々交換		○
所得	貸与	○	
金融的請求権・被請求権	貸借		○
その他のフロー	その他の活動		○

常勘定には記録は行われない。Aの蓄積勘定左側には、投資：30、右側には、貯蓄：10、金融負債純増：20が記帳される。Bの蓄積勘定の左側には、投資：10、金融資産増分：20が、右側には、貯蓄：30が記録される（表4、③参照）。この貸借活動により、当該主体の蓄積勘定に金融的請求権・被請求権純増という金融フローが発生する。最後に交換活動について述べる。A、Bの間で物々交換が行われた場合、經常勘定には記録は行なわれず、蓄積勘定において資産の構成のみが変化する。

取引の中で上記3種類のフローに含まれない取引が存在する。固定資本減耗と、非金融非生産資産の取得マイナス処分である。この2つの取引項目は、その他のフローとともに、第4のフローとしてのその他の蓄積項目として一括分

類される。

上述のことから、取引に関しては、財貨・サービス以外に、財貨・サービスに関連して所得、金融的請求権・被請求権を導くことができたが、図3は、経済活動、活動勘定および取引の関係を描いたものである。経済活動は、表5に示されているように、生産、消費、蓄積、交換、貸与、貸借の6つの活動にまとめることができる。生産、消費、蓄積活動および交換は、財貨・サービス（生産物）に関する活動で、分配（貸与）活動は、所得に関する活動で、貸借活動は、金融的請求権・被請求権に関する活動である。

16. 供給・使用表とカテゴリー

93SNAでは、供給・使用表は、統合経済勘定とは別個の表として独立した形で提示されている。この供給・使用表においても、統合経済勘定と同様にカテゴリーについて考察する。ここでは、供給・使用表の簡単な基本構造、経済主体と経済対象が考察される。93SNA統合経済勘定では、供給・使用表を表示できないので、供給・使用表は、統合経済勘定とは別個の表として提示されている。しかし68SNAでは、産業連関表が行列表示の2.1表の中に組み込まれて表示されていることから分かるように、供給・使用表の基本構造は、国民経済計算の一部を構成するもので、必ずしも新たな構造を提示するものではない。つまり供給・使用表の基本構造は、統合経済勘定で使用されている生産勘定である。しかし供給・使用表における生産勘定の経済主体と、経済対象は、統合経済勘定のそれとは異なっている。

統合経済勘定では、基本的に、経済主体は、

制度単位を基本とする制度部門から構成されることを述べた。この制度単位は、所得フロー、金融フロー、単一の生産物フローあるいは資産・負債を記録する単位としては適切であるが、生産活動を分析する場合には、必ずしも適切な単位とは限らない。法人企業からなる制度単位の生産活動を考えた場合、この単位は多様な生産活動を行っているケースが想定される。例えば、1つの制度単位が、ガソリンスタンド、本屋、ホテル等を営業している場合がそうである。このように種々の生産活動が行われている場合、制度単位を、同一種類の生産活動を行っているグループごとに、複数の生産単位に分類することが必要である。上記の例では、同種の活動ごとに、小売業、サービス業別に表示が可能となる。この同一種類の活動を行うために導かれた単位が事業所 (establishments) で、「1つの所在地に立地しており、唯一の（非補助的な）生産活動が実行されるか、または主要な生産活動が付加価値の大半を占める企業または企業の一部」と定義される⁸⁾。事業所は、1つの経済活動に従事しており、観察可能な単位としてとらえる必要がある。生産勘定を作成するために、事業所に関して、産出、中間消費、雇用者報酬、生産・輸入品に課される税、固定資本減耗等の情報が入手可能でなければならない。同一活動を行なっている事業所ごとに、いくつかはグループ化することにより、事業所の分類が試みられる。グループ化された事業所の集まりを産業 (industries) と呼び、産業分類が行なわれる。93SNAにおいては、産業分類は国際標準産業分類 (International Standard Industrial Economic Activities, Rev.3.) が採用されている。

⁸⁾ Commission of EC, et al. [1993], p.116, par.5.21., 邦訳上巻128頁。

表6 統合経済勘定と供給・使用表のカテゴリー比較

	経済主体	経済フロー	ストック
統合経済勘定	制度単位	財貨・サービス(生産物)	資産・負債
	制度部門別分類	分配取引 金融取引 その他のフロー	
供給・使用表	事業所 産業別分類	生産物 主要生産物分類	

この事業所の単位は、供給・使用表のほかに、統合経済勘定の生産勘定、所得発生勘定において用いられる。統合経済勘定の生産勘定、所得の発生勘定では、制度単位と事業所2種類の単位による勘定が作成される。

制度単位によって生産される財貨・サービスは、統合経済勘定では、分類されることなく一括して財貨・サービスとして扱われていたが、事業所を単位とする供給・使用表の場合には、この生産物に分類が施される。この分類は、主要生産物分類（Central Product Classification）に基づいて行なわれる。事業所は、原則的には、1種類の生産活動に従事することを前提とされていたが、実際には複数の生産物を生産されると考えられる。主要な生産物と副次的生産物である。

このように供給・使用表の基本構造は、生産勘定に基づくものであるが、統合経済勘定とは異なり、経済主体には産業分類が、経済対象には生産物分類が採用されている。表6は、統合経済勘定と供給・使用表で用いられる主要カテゴリーの比較を示したものである。

2. 93SNA と 68SNA

21. 基本的考え方の相違

211. 中枢体系と2.1表

はじめに、93SNAと68SNAの主要な表示形式

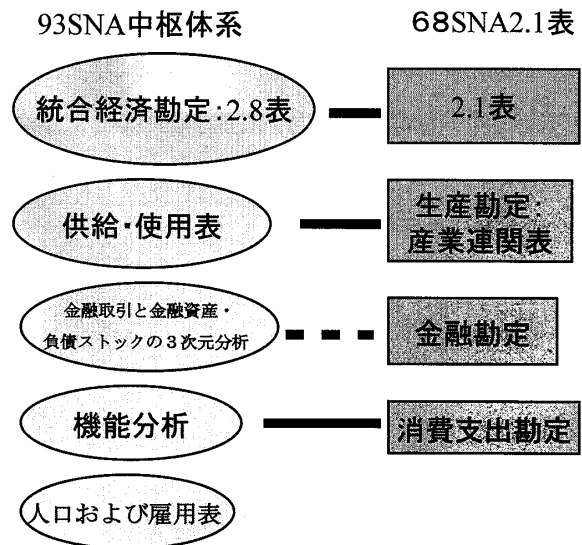


図4 中枢体系と2.1表

について概観する。93SNAの中枢体系は、統合経済勘定、供給・使用表、金融取引と金融資産・負債ストックの3次元分析、機能分析、人口および雇用表の5つから成っているが、これらの5つの表は別々に表示されている。それに対して68SNAの中枢体系に相当するものは、基本的に2.1表の行列に含まれている。93SNAの中枢体系と、68SNAの2.1表の対応関係を示したものが図4である。93SNAの中心的な表示形式は、統合経済勘定2.8表であるが、図4から、68SNA2.1表と比較すると、そのカバーする範囲は小さいことがみてとれる。68SNAでは、柔軟な行列表示という特性を生かして、2.1表によって、あらゆる国民経済計算に関する情報を網羅することが試みられている。また93SNAの中枢体系は、種々の表から構成されていることが読み取れたが、その中心的な表示形式は、統合経済勘定2.8表であるので、2.8表と68SNA2.1表の比較に焦点をあてながら話を進める。

212. 基本構造と表示形式

93SNAと68SNAを比較する手始めの作業として、両体系の基本構造と表示形式を検討する。

表7は、93SNAと68SNAの主要カテゴリーを簡単に書き出したものである。図5と図6は、93SNAと68SNAの基本構造と表示形式の概略を描いたものである。また表8と表9は、93SNAと68SNAの基本構造をそれぞれ勘定で表示したものである。双方とも、これらの勘定構造を基礎に勘定体系の展開がはかられる。93SNAは、経常勘定と蓄積勘定を基礎に、引き続き活動勘定の展開が試みられる。また表10は、表9のフロー勘定のみを行列表示を試みたものである。

これらの一連の図5、6と表7～10を参照しながら、93SNAと68SNAの基本構造、表示形式を説明する。93SNAの基本構造は、複式簿記に依拠している。基本的勘定は、貸借対照表と経常勘定・蓄積勘定である。表示形式は、経済主

体：「誰が」と経済対象：「何を」の関係により表示される。68SNAの基本構造は、ケインズ体系に基づき、生産勘定、消費勘定、蓄積勘定の

表7 93SNAと68SNAの比較

	93SNA	68SNA
基本構造	複式簿記	ケインズ恒等式
活動勘定	経常勘定 蓄積勘定	生産勘定 消費勘定 蓄積勘定
表示形式	「誰が」「何を」 統合経済勘定2.8表	「誰が」「誰と」 行列2.1表
経済主体	活動部門、制度部門	活動部門、制度部門
経済対象		
ダミー勘定	当初から内蔵 取引項目勘定	事後的に導入 取引項目、目的・用途等

表8 93SNAの基本的勘定構造

		経常勘定			
		費用	収益		
		貯蓄			
期首貸借対照表		蓄積勘定		期末貸借対照表	
非金融資産	金融負債	非金融資産純増	金融負債純増	非金融資産	金融負債
金融資産	正味資産	金融資産純増	正味資産純増	金融資産	正味資産

表9 68SNAの基本的勘定構造

		生産勘定			
		P:中間消費	P:中間消費		
		Y:付加価値	C:最終消費		
			I:総資本形成		
		消費勘定			
		C:最終消費	Y:付加価値		
		T:所得支払	T:所得受取		
		S:貯蓄	D:固定資本減耗		
期首貸借対照表		蓄積勘定		期末貸借対照表	
非金融資産	金融負債	I:総資本形成	S:貯蓄	非金融資産	金融負債
金融資産	正味資産	ΔL:負債の純増	ΔF:金融資産の純増	金融資産	正味資産

表10 68SNA の行列表示

		1	2	3
生産勘定	1	P	C	I
消費勘定	2	Y	T	-D
蓄積勘定	3		S	ΔF(ΔL)

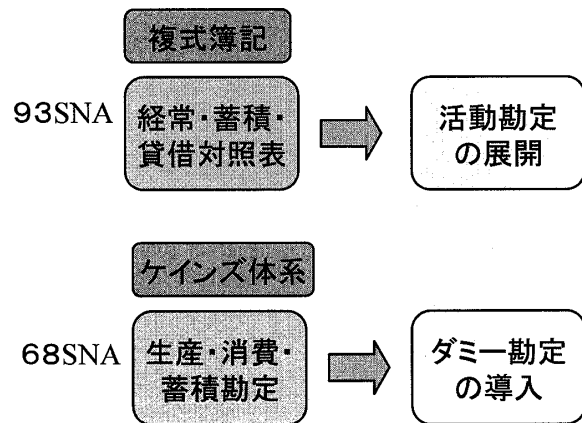


図5 基本構造と体系の展開

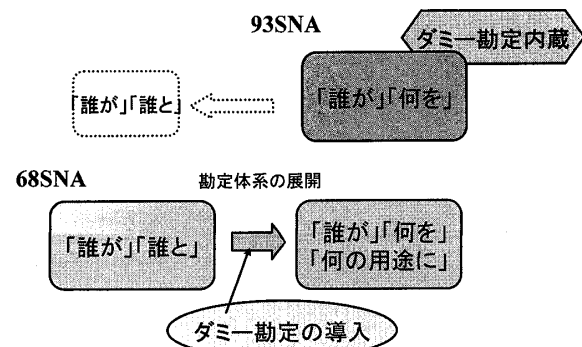


図6 表示形式

3 勘定からなる⁹⁾。表示形式は基本的には、経済主体「誰が」と経済主体：「誰と」の関係を中心に表示される。これは、勘定で示された表9よりも、行列で表示された表10を参照したほうが、わかりやすい。各勘定は、経済主体から構成されているので、各行列のます目の成分は、「誰が」「誰と」の関係を表示するものである。68SNAの基本構造は、表9あるいは表10であるが、この「誰が」「誰と」の關係に、ダミー勘定を挿入することにより、最終的には93SNAと同様に、「誰が」「何を」の表示形式が導かれる。

22. 68SNAの特徴・問題点

221. 統合経済勘定と行列

93SNA、68SNA両体系における基本構造の主要な表示形式は、伝統的なT字型勘定であるが、それ以外に2つの体系は一覧表示の方法として有効な表示形式を有している。68SNAの場合が、2.1表に代表される勘定行列（社会会計行列）形式によるものであり、93SNAの場合が、2.8表で示される統合経済勘定形式によるものである。

93SNAの中核体系は、5つの表から構成されているが、その中心的表示形式は、統合経済勘定2.8表である。このような統合経済勘定形式の表が採用されたのは、93SNAの「誰が」「何を」に関する情報を記録することに特化していることに基づくものである。つまり、統合経済勘定は、「誰が」「何を」に関する情報を記録する専用のシステムであると言える。

それに対して、行列は、種々の情報を記録することのできる汎用システムということができる。2.1表は、図4に示されているように、表示される情報が多岐に渡っているため、いろいろな情報を提示できる行列形式が採用されているが、2.8表は、表示される情報が「誰が」「何を」に限られているので、統合経済勘定が採用されている。

222. カテゴリー

カテゴリーの明瞭化 93SNAの体系は基本的に貸借対照表、経常勘定と蓄積勘定から構成されるが、それらをより一般的な形で書き出すと、さきの表8のように示された。経常勘定を展開する（経済活動に応じて、細かく勘定分割することにより93SNAが構築される。表8の勘定構成から、93SNAを構成する構築カテゴリーは、経済主体、ストックに関しては資産、負債、正味資産、フローに関しては取引項目、バランス項目であることが明らかになる。このように93SNAでは、体系を構成するカテゴリーが明瞭に提示される¹⁰⁾。このカテゴリーの明確化が、68SNAに比べ改善された点である。

取引の明瞭化 93SNAは、カテゴリーの明確化がはかられているが、中でも経済対象に関して明瞭な分類が導入されている。93SNAの特徴は、経済主体と経済対象が組合されて1つの活動勘定が構成されていることである。したがって、93SNAにおいては、経済対象が活動勘定に対応して分類されている。経済対象を整理する

⁹⁾ ステューベルの基本構造に関する考え方を紹介すると「マクロ経済統計を示すことのできる勘定システムは、どのマクロ経済理論でもその中核部分を形成する、相互に関連付けられた一連の経済恒等式に、密接に対応している。こうした相互に関連付けられた一連の経済恒等式の1つの例が、ケインズの「一般理論」の第6章にみる、以下の表式である：所得＝産出の価値＝消費＋投資、貯蓄＝所得－消費、ゆえに貯蓄＝投資」。Stuvel, G. [1986], p.3, 邦訳7頁。

¹⁰⁾ 93SNAの付録V 分類と勘定に主要カテゴリーが提示されている。Commission of EC, et al. [1993], pp.585-589.

と、取引項目とバランス項目に分けて分類されている。さらに取引およびその他のフローの分類は、財貨・サービス（生産物）の取引、分配取引、金融手段の取引およびその他の蓄積項目の4種類に分類されている。このように93SNAにおいては、経済対象は4種類のフローから構成されている。

68SNAにおいては、取引項目の分類が提示されているが、その分類規準は必ずしも明瞭ではない。この取引項目の分類と、68SNA, 2.1表に掲載されている項目には明確な対応関係は必ずしも存在しない。これに対して、93SNA, 付録V中のB. 取引およびその他のフローの分類と、2.8表中の項目には対応関係が存在する。このように93SNAでは、68SNAに比べて経済対象の分類が明瞭に示されており、改善点の1つと考えられる¹¹⁾。

23. 勘定構成

231. 勘定構成の概観

表11は、93SNAと68SNAの勘定構成の比較、また表12は、93SNAと68SNAの活動勘定とバランス項目の一覧表を示したものである。2つの表から、93SNAの勘定構成は、68SNAのそれに比べより細かい勘定分類が施されていることが分かる。特に所得に関する勘定は、68SNAが消費勘定として一括表示されているのに対して、多くの段階別に表示されている。このように93SNAは、多くの活動勘定が設定されているために、より細かな経済活動に関する情報、とりわけ所得分配、再分配に関する情報を提供することができるようになった。各勘定ごとにバランス項目も定められるので、68SNAに比べ、多

表11 93SNAと68SNAの勘定構成

93SNAの勘定構成			経済活動	68SNAの勘定構成	
經常 勘定	生産勘定			生産 発生 配分	生産勘定
	所得の 分配・ 使用 勘定	所得の第1次 分配勘定	所得の発生勘定 第1次所得の配分勘定	分配 使用	
		所得の第2次分配勘定			
		所得の使用勘定			
蓄積 勘定	資本勘定 金融勘定			蓄積	蓄積勘定

表12 活動勘定とバランス項目

93SNA		
	一国経済(制度部門)	海外
生産勘定	付加価値	輸出入バランス
所得の発生勘定	営業余剰・混合所得	
第1次所得の配分勘定	第1次所得バランス	經常対外収支
所得の第2次分配勘定	可処分所得	
所得の使用勘定	貯蓄	
資本勘定	純貸出	
金融勘定	純貸出	
68SNA		
	国民経済	海外
生産勘定	付加価値	国民經常余剰
消費勘定	貯蓄	
実物取引勘定	貯蓄-投資バランス	
金融取引勘定	資金余剰(不足)	

くのバランス項目が導かれる。

232. ダミー勘定

68SNAでは、活動勘定に、事後的に種々のダミー勘定を導入することにより勘定体系の展開がはかられている。具体的には、商品勘定、消費支出勘定、資本形成勘定、金融的請求権等の勘定を挙げることができる。表13は、68SNAにおける活動勘定と、ダミー勘定の一覧表にしたものである（網かけ部分がダミー勘定）。これらのダミー勘定は、経済対象、目的・用途等から構成されている。このように68SNAでは、活動勘定から構成された行列に種々のダミー勘

¹¹⁾ 93SNA, 68SNAの取引の分類に関しては、それぞれ、Commission of EC, et al. [1993], pp.586-588., United Nations [1968], pp.149-151, Table8.参照。この2つの分類に関しては、末尾に附表2, 附表3として掲載した。

定を挿入することにより、多面的な情報を提供する体系が展開されている。これは68SNAが、行列を主要な表示手段として採用したことによるものである。行列形式は、ダミー勘定を体系内に自由に取り込むことができる伸縮性・融通性を備えている。しかし、反面、この伸縮性・融通性は、体系に複雑さをもたらした。2.1表に種々のダミー勘定を導入した結果、表の構成が煩雑になり、2.1表における、活動勘定とダミー勘定の区別をすることは容易ではない。

93SNAでは、当初から経済主体と経済対象がセットになっており、ダミー勘定については経済対象のみが考えられている。この経済対象は活動勘定を作成するために必須の構成要素の役割を有している。基本的に93SNAは、活動勘定のみから構成され、それらが段階的に並べられているので、比較的分かりやすい勘定構成となっている。68SNAでは、ダミー勘定は活動勘定作成後、事後的に導入される勘定と考えられている。この意味では、93SNAと68SNAにおけるダミー勘定の意義は異なる。また、ダミー勘定はスクリーン勘定あるいは取引勘定の名称をもっている。

表13 68SNAのダミー勘定

生産勘定	商品勘定 活動勘定	
消費勘定	消費支出勘定 所得・支出勘定	付加価値 発生所得の制度部門 所得形態 受取所得の制度部門
蓄積勘定	資本形成勘定	在庫品増加 固定資本形成
	資本調達勘定	資本移転 金融的請求権 制度部門
海外勘定	経常勘定 資本勘定	

68SNAの生産勘定は、活動勘定と商品勘定から構成され、商品勘定は生産勘定にのみ帰属されると考えられている。93SNAの財貨・サービス勘定は、どの活動勘定にも帰属されていない。これは、財貨・サービス勘定が生産勘定、所得の分配・使用勘定、蓄積勘定の3つの勘定に関連する取引項目であるので、どの勘定にも帰属させないで活動勘定からは独立した別個の勘定として設定されている。このように、68SNAと93SNAでは商品勘定と財貨・サービス勘定の取扱いは異なっているが、商品勘定は生産勘定のみならず、他の勘定にも関連があるので、68SNAの商品勘定の取扱いは問題点を含んでいる。

233. 所得分配に関する取引

所得の分配・使用勘定 93SNAでは、68SNAの消費勘定に相当する勘定名が、所得の分配・使用勘定 (distribution and use of income accounts) に変更されている。これは、所得に関する分配を正確に表示しようとするもので、少々長いが、適切な名称変更と思われる。消費勘定の名称では、財貨・サービスの最終消費のみが表示され、所得の分配に関する活動は明示されないことになる。このように93SNAでは、所得分配機能の側面を明示的に表示することにより、財貨・サービスフロー、金融フローと並んで、第3のフローとしての所得フローの明確化がはかられている。

所得の分配・使用勘定は、名称変更と同時にその内容が最も変わった活動勘定である。その名称が示すとおり、複数の小勘定を設定することにより、段階的所得分配が明示されるようになった。所得の分配勘定を詳しく分類する、その程度に応じて、取引項目・バランス項目が定

義されている。所得の用語、バランス項目は、勘定に基づき定義される。所得の分配・使用勘定のバランス項目は貯蓄であるが、この所得の分配・使用勘定を段階的に分割することにより、種々の所得概念を得ることができる。表14は、所得の分配・使用勘定を詳細に分類することにより、種々の取引項目、バランス項目が定義されることを示している。表15は、表14を勘定表示したものである。所得の分配勘定と、使用勘定を分割することにより、バランス項目として可処分所得が得られる。次いで所得の分配勘定は、所得の第1次分配勘定と所得の第2次分配勘定に分割され、所得の第1次分配勘定のバランス項目：第1次所得バランスが求められる。さらに所得の第1次分配勘定を所得の発生勘定と第1次所得の配分勘定に分割することにより営業余剰・混合所得が導かれる。これらの一連の所得概念は、一国経済と同様に、一国経済を構成する各制度部門に関しても求められる。

これに対して、68SNAではすべての所得の取引は消費勘定に一括表示されており、消費勘定のバランス項目は貯蓄であるので、バランス項目から所得概念は導かれない。68SNA中に定義されている所得概念は、国民所得および国民可処分所得である¹²⁾。この2つの所得は国民経済全体に関するもので、制度部門に関しては定義されていない。このように、93SNAでは所得の分配・再分配に関する情報は68SNAと比べ豊富なものとなっている。

所得の発生勘定 93SNAでは、所得の発生勘定を提示することにより、バランス項目としての営業余剰・混合所得が明示的に示される。68SNAでは、必ずしも営業余剰の位置付けが明快

表14 所得の分配勘定と取引項目・バランス項目

	取引項目	バランス項目
所得の分配・使用勘定	所得	可処分所得

	取引項目	バランス項目
所得の第1次分配勘定	第1次所得	第1次所得バランス
所得の第2次分配勘定	経常移転	可処分所得

	取引項目	バランス項目
所得の発生勘定	雇用者報酬、生産・輸入品に課される税	営業余剰・混合所得
第1次所得の配分勘定	雇用者報酬、生産・輸入品に課される税、財産所得	第1次所得バランス
所得の第2次分配勘定	経常移転	可処分所得

表15 所得勘定の分割

消費勘定		所得の第1次分配勘定	
移転所得支払	付加価値	第1次所得支払	付加価値
最終消費	移転所得受取	第1次所得バランス	第1次所得受取
貯蓄			
		所得の第2次分配勘定	
		経常移転支払	第1次所得バランス
		可処分所得	経常移転受取
		所得の使用勘定	
		最終消費支出	可処分所得
		貯蓄	

ではなかった。すなわち、営業余剰は、付加価値の1成分であるが、それは次式で定義される：

$$\text{営業余剰} = \text{付加価値} - (\text{雇用者所得} + \text{間接税} + \text{固定資本減耗})$$
 営業余剰は、付加価値から雇用者所得等の付加価値成分を差引いたバランス項目と考えられるが、68SNAにおいては、営業余剰を定義する活動勘定は具体的に提示されておらず、付加価値の1構成要素として処理されていた。

表16、表17は、93SNAと68SNAの基本勘定を、統合経済勘定表示で示したものであるが、68SNAの表示形式では、営業余剰を生産勘定のバランス項目とみなしている。つまり、生産勘

¹²⁾ 国民所得、国民可処分所得は、なんらかの活動勘定のバランス項目として自動的に導かれているわけではない。これらの集計値を求めるためには、一定の計算手続きが必要である。

表16 93SNAの基本勘定

勘定	経済主体	取引項目	経済主体	勘定
生産		産出	×	生産
	×	中間消費		勘定
勘定	×	付加価値	×	所得の
所得の	×	所得	×	分配・使用
分配・使用	×	最終消費		勘定
勘定	×	貯蓄	×	蓄積
蓄積	×	資本形成		勘定
勘定	×	金融資産純増	×	勘定

表17 68SNAの基本勘定

勘定	経済主体	取引項目	経済主体	勘定
生産		産出	×	生産
	×	中間消費		勘定
	×	雇用者所得	×	消費
	×	間接税	×	
	×	固定資本減耗		
勘定	×	営業余剰	×	
消費	×	移転所得	×	勘定
勘定	×	最終消費		
	×	貯蓄	×	蓄積
蓄積	×	資本形成		勘定
勘定	×	金融資産純増	×	勘定

定のバランス項目は営業余剰と考えられている。しかしこの考えでは、今度は付加価値の位置付けが不明瞭になる。生産勘定のバランス項目が付加価値であるのか営業余剰であるのか判然としない。また、生産勘定中に所得のフローが見いだされることになり、生産勘定の役割が不明瞭なものになる。68SNAでは営業余剰の位置付けがあいまいなものであったが、93SNAでは、表18に示されるように、所得の発生勘定を設けることにより、営業余剰・混合所得は、同勘定のバランス項目であるという位置付けがはっきりと与えられた。

表18 所得の発生勘定の導入

勘定	経済主体	取引項目	経済主体	勘定
生産		産出	×	生産
	×	中間消費		勘定
勘定	×	付加価値	×	所得の発生勘定
所得の	×	雇用者報酬	×	
発生	×	生産・輸入品に課される税	×	第1次
勘定	×	固定資本減耗	×	所得の
	×	営業余剰・混合所得	×	分配勘定
第1次所得	×	財産所得	×	
の分配勘定	×	第1次所得バランス	×	所得の
所得の	×	経常移転	×	分配・使用
分配・使用	×	最終消費		勘定
勘定	×	貯蓄	×	蓄積
蓄積	×	資本形成		勘定
勘定	×	金融資産純増	×	勘定

要素所得と第1次所得 68SNAにおける所得の分類は、要素所得と経常移転ですべての所得がこの2種類のいずれかに分類されていた。93SNAでは、所得は、第1次所得と経常移転に分類される。この分類に基づき、生産過程で発生した付加価値が、所得の第1次分配としての第1次所得バランス、第2次分配としての可処分所得へと転換される。要素所得と第1次所得の内容を示したものが図7である。

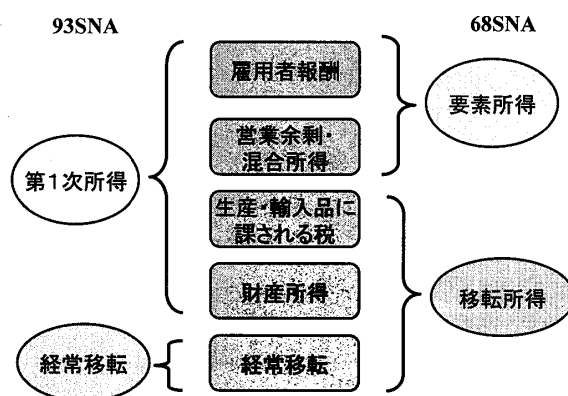


図7 第1次所得と要素所得

第1次所得：「第1次所得は、生産過程への参加または生産の目的のために必要な資産の所有の結果として、制度単位に発生する所得である。それは生産によって生みされる付加価値から支払われるものである」¹³⁾。93SNAでは、第1次所得を上述のように規定し、雇用者報酬、生産・輸入品に課される税、営業余剰・混合所得の3種類の所得を同格とみなした。この3者に、財産所得を加えた4種類の所得が第1次所得と定義される。その結果、生産・輸入品に課される税と財産所得は、68SNAにおける移転所得から、第1次所得に分類が変更された。このように所得の分類変更が行われたために、93SNAでは従来の要素所得表示の国民所得の集計値は導出されない¹⁴⁾。

234. 産業連関表の内蔵

68SNAの特徴の1つは、国民経済計算の体系内に国民所得勘定、産業連関表、資金循環表、国際収支表、国民貸借対照表を表示することを試みたことであった。具体的には、行列形式で提示された2.1表に5つの体系が取り込まれている。とりわけ、産業連関表の2.1表への内蔵は特筆すべき点である¹⁵⁾。図8は、2.8表と2.1表のカバーする範囲を、比較的示したものである。資金循環表、国際収支表、国民貸借対照表の3表は、経済主体に関し、制度部門別分類が施されているのに対して、産業連関表は活動

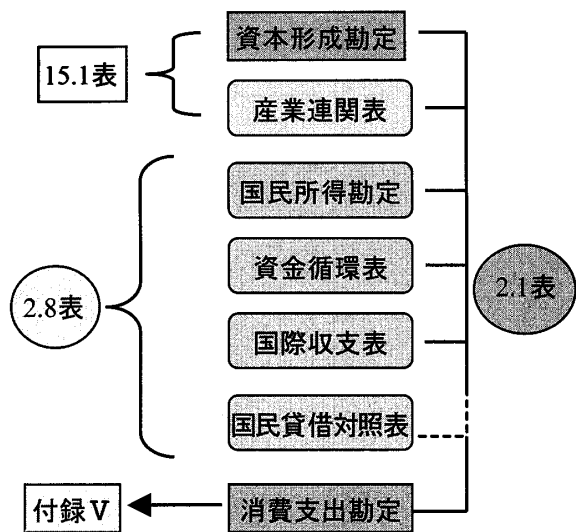


図8 2.8表と2.1表の表示範囲

別分類が採用されているので、2.1表内には制度部門別分類と活動別分類の2つの分類が導入されている。

この結果として、68SNAにおいては、財貨・サービスが、主として産業によって生産される商品と、非産業によって生産される非商品に分割が施されている¹⁶⁾。国民経済計算の中心的表示である2.1表において、財貨・サービス別の分類ではなく、商品・非商品による分類が行われている。68SNAの産業連関表は、商品と、商品の生産主体である産業を中心に表示されている。また、産業連関表を内蔵しているために、2.1表の価格表示は基本価格表示が採用されている。このように68SNAは、産業連関表を体系内に直接包摂したため、①商品と非商品 ②基本価格表示 ③活動部門と制度部門の並存、と

¹³⁾ Commission of EC, et al. [1993], p.165, par.7.22., 邦訳上巻177頁。

¹⁴⁾ 要素所得の定義は、68SNA中には見出せない。要素所得と移転所得の問題は以前からの問題である。財産所得は、68SNAにおいては移転所得に分類されているが、以前は要素所得に分類されていた。

¹⁵⁾ 2つの目次の体系を参考にすることにより、68SNAにおける産業連関表のしめる地位の大きさがうかがえる。産業連関分析の基礎体系、数量価格体系のための基礎がそれぞれ、Ⅲ、Ⅳ章に掲載されている。前者は、産業連関表の68SNA体系内における変換を扱ったものである。後者は、数量指数問題を取り扱ったものであるが、その際、産業連関表の価格評価問題を基礎に論じられる。

¹⁶⁾ 68SNAの産業連関表においては、商品と、産業に関する表を中心に議論が行われており、産業以外の活動部門、非商品の議論は組上に載せられていない。93SNAの供給・使用表においては、すべての産業部門と財貨・サービスが考察の対象となっている。

いう産業連関表の性質を、その体系内に受け継ぐことになってしまった。国民経済計算の表としての2.1表が、産業連関表の性質を色濃く反映する結果となっている。

93SNAにおいても、その中枢体系において、上述の5つの体系を包摂しているのは68SNAと同様であるが、その主要な表示形式である2.8表は、統合経済勘定が採用されており、経済主体は制度部門別表示のみである。2.8表には、産業連関表は含まれておらず、制度部門による4つの体系が提示されている。産業連関表は、2.8表とは別個の表で示されているが、2.8表との数値的整合性は保たれている。したがって2.8表は、産業連関表の性質をその体系内に受け継ぐ必要はなく、その内容は比較的シンプルなものになっている。

93SNA, 68SNAによって表示される中枢体系は、ほぼ同じであるが、図4, 図8を参照することから明らかなように、68SNA2.1表は、その1つの表にほとんどすべての国民経済計算統計が網羅されている。93SNAの中枢体系は、図4から明らかなように、2.8表を中心に5つの表から構成され、いわゆる役割分担が行われている。68SNAでは、2.1表に種々の統計が集中し、93SNAでは、分散化がはかられている。このように、68SNAの場合、2.1表に統計の集中がはかられたのは、その目標が、2.1表による経済統計の体系化を目指していることにあると思われる。その意味では、1つの表による統計の体系化の考え方は93SNAでは後退し、複数の表による統計の体系化が試みられている。

参考文献

Commission of the European Communities, International Monetary Fund, Organization for Economic Co-

operation and Development, United Nations, World Bank [1993] *System of National Accounts 1993* Brussels/Luxembourg, New York, Paris, Washington, D.C. (経済企画庁経済研究所国民所得部編『1993年改訂国民経済計算の体系』(上巻・下巻・索引) 社団法人経済企画協会, 1996).

Eurostat [1996] *European System of Accounts ESA 1995* Luxembourg:Office for Official Publications of the European Communities.

Stuvel, G. [1986] *National Accounts Analysis*, Macmillan, (能勢信子訳『国民経済計算』同文館, 1987).

武野秀樹 [1983]『国民経済計算』有斐閣。

武野秀樹 [2001]『国民経済計算入門』有斐閣。

United Nations [1968] *A System of National Accounts, Studies in Methods, Series F No.2 Rev.3*, United Nations (経済企画庁経済研究所国民所得部訳『新国民経済計算の体系—国際連合の新しい国際基準—』経済企画庁, 1974).

United Nations Statistical Office [1977], *Provisional International Guidelines on the National and Sectoral Balance-Sheet and Reconciliation Accounts of the System of National Accounts*, Series M, No.60, United Nations.

山下正毅 [1995]「国連1993年SNAの構造」横浜国立大学経営学会『横浜経営研究』第XVI巻, 第1号。

山下正毅 [1996]「1993年SNAの表示」, 横浜国立大学経営学会『横浜経営研究』第XVII巻, 第2号。

附表1

- A. 序論 1. フローとストックの分析 2. フローとストックの記録
- B. 主要なカテゴリー 1. 制度単位と制度部門 2. 取引およびその他のフロー 3. 資産および負債 4. 生産単位と生産物 5. 目的
- C. 勘定規則 1. 序論 2. 記録の時点 3. 評価 4. 連結および純計処理
- D. 勘定 1. 序論 2. 統合経済勘定とその構成要素 3. 勘定構造のその他の部分 (中心的供給・使用表とその他の投入産出表 金融取引表と金融資産・負債表 完全貸借対照表と資産・負債勘定 機

能分析 人口・労働投入表)

E. 統合中枢体系と弾力性 1. 中枢体系の弾力的適用 2. 社会会計行列の導入 3. サテライト勘定の導入

資料: Commission of E.C., et al. [1993], pp. x-xi, 邦訳上巻(12)-(13)頁。

附表2

取引およびその他のフローの分類

1. 財貨・サービス(生産物)の取引(P)

- P.1 産出
 - P.11 市場産出
 - P.12 自己最終使用のための産出
 - P.13 その他の非市場産出
- P.2 中間消費
- P.3 最終消費支出
 - P.31 個別消費支出
 - P.32 集合消費支出
- P.4 現実最終消費
 - P.41 現実個別消費
 - P.42 現実集合消費
- P.5 総資本形成
 - P.51 総固定資本形成
 - P.511 有形固定資産の取得マイナス処分
 - P.5111 新規有形固定資産の取得
 - P.5112 既存有形固定資産の取得
 - P.5113 既存有形固定資産の処分
 - P.512 無形固定資産の取得マイナス処分
 - P.5121 新規無形固定資産の取得
 - P.5122 既存無形固定資産の取得
 - P.5123 既存無形固定資産の処分
 - P.513 非生産非金融資産の価値への追加
 - P.5131 非生産非金融資産の大規模改良
 - P.5132 非生産非金融資産に関する所有権の移転費用
- P.52 在庫品増加
- P.53 貴重品の取得マイナス処分
- P.6 財貨・サービスの輸出
 - P.61 財貨の輸出
 - P.62 サービスの輸出
- P.7 財貨・サービスの輸入
 - P.71 財貨の輸入

P.72 サービスの輸入

2. 分配取引(D)

- D.1 雇用者報酬
 - D.11 賃金・俸給
 - D.12 雇主の社会負担
 - D.121 雇主の現実社会負担
 - D.122 雇主の帰属社会負担
- D.2 生産および輸入品に課される税
 - D.21 生産物に課される税
 - D.211 付加価値型税(VAT)
 - D.212 VATを除く輸入品に課される税および関税
 - D.2121 輸入関税
 - D.2122 VAT, 関税を除く輸入品に課される税
 - D.213 輸出税
 - D.214 VAT, 輸入税, 輸出税を除く生産物に課される税
 - D.29 生産に課されるその他の税
- D.3 補助金
 - D.31 生産物に対する補助金
 - D.311 輸入補助金
 - D.312 輸出補助金
 - D.313 生産物に対するその他の補助金
 - D.39 生産に対するその他の補助金
- D.4 財産所得
 - D.41 利子
 - D.42 法人企業の分配所得
 - D.421 配当
 - D.422 準法人企業所得からの引き出し
 - D.43 海外直接投資に関する再投資収益
 - D.44 保険契約者に帰属する財産所得
 - D.45 賃貸料
- D.5 所得、富等に課される経常税
- D.51 所得に課される税
- D.52 その他の経常税
- D.6 社会負担および社会給付
 - D.61 社会負担
 - D.611 現実社会負担
 - D.6111 雇主の現実社会負担

D.61111	雇主の強制的現実社会負担	F.22	通貨性預金
D.61112	雇主の自発的現実社会負担	F.29	その他の預金
D.61112	雇用者の社会負担	F.3	株式以外の証券 ^{c)}
D.61121	雇用者の強制的社会負担	F.31	短期
D.61122	雇用者の自発的社会負担	F.32	長期
D.61113	自営業者および非就業者による社会負担	F.4	貸付 ^{c) d)}
D.61131	自営業者および非就業者による強制的社会負担	F.41	短期
D.61132	自営業者および非就業者による自発的社会負担	F.42	長期
D.612	帰属社会負担	F.5	株式およびその他の持分 ^{d)}
D.62	現物社会移転以外の社会給付	F.6	保険技術準備金
D.621	現金による社会保障給付	F.61	生命保険準備金および年金基金に関する家計の純持分
D.622	民間基金による社会給付	F.611	生命保険準備金に関する家計の純持分
D.623	無基金雇用者社会給付	F.612	年金基金に関する家計の純持分
D.624	現金による社会扶助給付	F.62	保険料の前払いならびに未払い保険金に対する準備金
D.63	現物社会移転	F.62	保険料の前払いならびに未払い保険金に対する準備金
D.631	現物社会給付	F.7	その他の受取債権または支払債務 ^{d)}
D.6311	払い戻しによる社会保障給付	F.71	売上債権・買入債務
D.6312	その他の現物社会保障給付	F.79	その他
D.6313	現物社会扶助給付		
D.632	個別的非市場財・サービスの移転	4.	その他の蓄積項目 (K)
D.7	その他の経常移転	K.1	固定資本減耗
D.71	非生命保険純保険料	K.2	非生産非金融資産の取得マイナス処分
D.72	非生命保険保険金	K.21	土地およびその他の有形非生産資産の取得マイナス処分
D.73	一般政府内の経常移転	K.211	土地およびその他の有形非生産資産の取得
D.74	経常国際協力	K.212	土地およびその他の有形非生産資産の処分
D.75	他に分類されない経常移転	K.22	無形非生産資産の取得マイナス処分
D.8	年金基金に関する家計純持分の変動のための調整	K.221	無形非生産資産の取得
D.9	資本移転	K.222	無形非生産資産の処分
D.91	資本税	K.3	非生産資産の経済的出現
D.92	投資交付金	K.4	生産資産の経済的出現
D.93	その他の資本移転	K.5	非育成生物資源の自然成長
3.	金融手段の取引 (F)	K.6	非生産資産の経済的消滅
	(金融資産の純取得/負債の純発行)	K.61	自然資産の減耗
F.1	貨幣用金および SDR	K.62	非生産資産のその他の経済的消滅
F.2	通貨および預金 ^{b) c)}	K.7	災害等による壊滅的損失
F.21	通貨	K.8	補償されない没収

- K.9 非金融資産の他に分類されないその他の量的変動
- K.10 金融資産および負債の他に分類されないその他の量的変動
- K.11 名目保有利得または損失
 - K.11.1 中立保有利得または損失
 - K.11.2 実質保有利得または損失
- K.12 分類および構造の変更
 - K.12.1 部門分類および構成の変更
 - K.12.2 資産および負債の分類変更
 - K.12.21 金の貨幣化または非貨幣化
 - K.12.22 金の貨幣化または非貨幣化以外の資産または負債の分類変更
- 1.5 自家消費のためのサービスの生産—政府サービス生産によるもの
- 1.6 非商品販売—対家計民間非営利サービス生産者によるもの
- 1.7 自家消費のためのサービスの生産—対家計民間非営利サービス生産者によるもの
- 1.8 家計による家事サービス
- 1.10 財貨サービスの輸入
- 1.11 商品の輸入
 - 1.11.1 輸入 (貿易), c. i. f.
 - i 輸入 (f. o. b.)
 - ii 非居住者による運輸サービス
 - iii 居住者による運輸サービス
 - iv 非居住者による保険サービス
 - v 居住者による保険サービス
 - 1.11.2 運輸および通信
 - 1.11.3 保険サービス料
 - 1.11.4 海外での直接購入 (資本勘定) —政府サービス生産者によるもの
 - 1.11.9 その他の商品
 - 1.11.10 所有権の移転にともなう輸入 (貿易) の調整項目
- 1.12 その他の財貨サービスの輸入
 - 1.12.1 海外での直接購入—居住者たる家計によるもの
 - 1.12.2 海外での直接購入 (経常勘定) —政府サービス生産者によるもの

注)

- a) この水準の政府の社会保障基金を含む。
- b) 次のメモ項目がカテゴリー F.2 「通貨および預金」の諸要素に関連している。
 - m11 自国通貨建て
 - m12 外国通貨建て
 - m21 居住者機関の負債
 - m22 海外の負債
- c) 提案されている分類は、選択的なものである。
- d) 次のメモ項目がある。
 - F.m 海外直接投資

資料：Commission of EC, et al. [1993], pp.586-588, 邦訳下巻271-273頁。

附表3

取引の種類と項目のための分類コード

- 1. 財貨サービスの供給
 - 1.0 財貨サービスの生産額
 - 1.1 商品の生産—産業によるもの
 - 1.1.1 当該産業の代表的生産物—当該産業により生産されるもの
 - 1.1.2 当該産業の代表的生産物—他の産業により生産されるもの
 - 1.1.3 その他の商品生産—特定産業によるもの
 - 1.2 商品の生産—政府サービス生産によるもの
 - 1.3 商品の生産—対家計民間非営利サービス生産者によるもの
 - 1.4 非商品販売—政府サービス生産者によるもの
 - 2. 財貨サービスの使用
 - 2.1 中間消費—産業によるもの
 - 2.2 中間消費—政府サービス生産者によるもの
 - 2.3 中間消費—対家計民間非営利サービス生産者によるもの
 - 2.4 国内市場における最終消費者支出—家計によるもの
 - 2.5 在庫品増加
 - 2.6 総固定資本形成
 - 2.10 財貨サービスの輸出
 - 2.11 商品の輸出
 - 2.11.1 輸出 (貿易) f. o. b.
 - 2.11.2 運輸サービス
 - i 輸入 (貿易) にともなうサービス
 - ii その他サービス

- 2.11.3 保険サービス料
 - i 輸入（貿易）にともなうサービス
 - ii その他サービス
- 2.11.4 国内市場における直接購入—治外法権を有する機関によるもの
- 2.11.9 その他の商品
- 2.11.10 所有権の移転にともなう輸出（貿易）の調整項目
- 2.12 その他の財貨サービスの輸出
 - 2.12.1 国内市場における直接購入—非居住者家計によるもの
- 2.20 政府の最終消費支出
- 2.30 民間最終消費支出
- 2.31 最終消費支出—対家計民間非営利団体によるもの
- 2.32 最終消費支出—居住者家計によるもの
- 3. 付加価値
- 3.0 国内総生産
 - 3.1 雇用者所得
 - 3.2 営業余剰
 - 3.3 固定資本減耗
 - 3.4 間接税
 - 3.4.1 輸入関税
 - 3.4.2 その他間接税
 - 3.5 補助金
 - 3.6 純商品税
- 4. 分配所得と国民所得
 - 4.0 国民所得
 - 4.1 雇用者所得
 - i 賃金および俸給
 - ii 社会保障のための雇主分担金
 - iii 民間年金、家族手当、健康保険、損害保険、生命保険およびその他類似の雇主負担
 - 4.2 海外からの雇用者報酬の純受取
 - 4.3 民間非法人非金融企業の業主所得
 - 4.4 準法人企業、企業所得の引出し—支払
 - 4.5 準法人企業、企業所得の引出し—受取
 - 4.6 財産所得—支払
 - 4.6.1 利子
 - 4.6.2 配当金
 - 4.6.3 賃貸料
 - 4.7 財産所得—受取
 - 4.7.1 利子
 - 4.7.2 配当金
 - 4.7.3 賃貸料
 - 4.8 財産所得および企業所得—支払
 - 4.9 財産所得および企業所得—受取
 - 4.10 財産所得および企業所得—受取純額
 - 5. 損害保険取引
 - 5.1 損害保険料支払純額（保険料からサービス料を控除したもの）
 - 5.2 損害保険金受取額
 - 5.3 損害保険料受取純額（保険料からサービス料を控除したもの）
 - 5.4 損害保険金支払額
 - 6.0~6.14 反対給付のない経常移転および可処分所得
 - 6.0 可処分所得
 - 6.1 直接税
 - 6.1.1 所得税
 - 6.1.2 その他の直接税
 - 6.2 強制的な手数料および罰金
 - 6.3 社会保障負担金
 - 6.4 社会保障給付
 - 6.5 社会扶助金
 - 6.6 対家計民間非営利団体への経常移転
 - 6.7 無基金雇用者福祉帰属負担金
 - 6.8 無基金雇用者福祉給付
 - 6.9 一般政府による他に分類されない経常移転
 - 6.9.1 居住者に対するもの
 - 6.9.2 海外に対するもの
 - 6.10 一般政府によって受け取られる他に分類されない経常移転
 - 6.10.1 居住者からのもの
 - 6.10.2 海外からのもの
 - 6.11 その他の居住者による他に分類されない経常移転
 - 6.11.1 居住者に対するもの
 - 6.11.2 海外に対するもの
 - 6.12 その他の居住者によって受け取られる他に分類されない経常移転
 - 6.12.1 居住者からのもの
 - 6.12.2 海外からのもの
 - 6.13 他に分類されない経常移転の純支払

- 6.1から6.12までの分類項目に関して勘定や付表に項目として表われない支払と受取との差額
- 6.14 他に分類されない経常移転の純受取
- 6.1から6.12までの分類項目に関して勘定や付表に項目として表われない受取と支払との差額
- 6.21～6.23 その他の経常移転
- 6.21 その他の（すなわち財産所得および企業所得以外の）経常移転—支払
- 6.22 その他の（すなわち財産所得および企業所得以外の）経常移転—受取
- 6.23 その他の（すなわち財産所得および企業所得以外の）経常移転—純受取
7. 調整項目と金融的請求権以外の資本勘定取引
- 7.1 貯蓄
- 7.2 国民経常余剰—借方
- 7.3 国民経常余剰—貸方
- 7.4 土地の純購入
- 7.5 他に分類されない再生産不可能な有形資産および無形資産の純購入
- 7.6 資本移転の純受取
- 7.7 資本移転—支払
- 7.8 債権の純増—借方
- 7.9 債権の純増—貸方
- 金融的請求権の取引 8.金融資産, 9.負債
- 8.0 金融資産の純取得額
- 9.0 負債の純増額
- 8.1 金
- 8.2および9.2 通貨および通貨性預金
- 8.2.1および9.2.1 国内通貨
- 8.2.2および9.2.2 外国通貨
- 8.3 および9.3 その他の預金
- 8.3.1および9.3.1 国内通貨
- 8.3.2および9.3.2 外国通貨
- 8.4および9.4 手形及債権, 短期
- 8.5および9.5 債権, 長期
- 8.6および9.6 会社持分証券, 資本参加権を含む
- 8.7および9.7 短期貸出（他に分類されないもの）
- 8.8および9.8 長期貸出（他に分類されないもの）
- 8.9および9.9 生命保険の準備金および年金基金に対する家計の純持分
- 8.10および9.10 準法人企業に対する業主の投資純増額
- 8.11および9.11 売掛金および前受払金
- 8.12および9.12 その他の請求権
- 8.13および9.13 その他
- 資料：United Nations [1968], pp.149-151, 邦訳227-229頁。